

別表 1

犬の基準

- 1 ゆずり渡しについて同居家族全員の同意が得られている犬であること。
- 2 無償でゆずり渡しできる犬であること。
- 3 飼い犬登録、狂犬病予防注射済票交付を受けていること。
- 4 健康であり、攻撃性等の問題行動を起こさない犬であること。
- 5 性格が十分把握できていて犬のゆずり渡しに適している犬であること。
- 6 やむを得ない理由で飼養できなくなった、飼い犬（子犬・成犬）であること。なお、子犬については原則生後約 8 週令以上とする。